

**那珂川市立小中学校情報通信
ネットワーク整備業務
プロポーザル実施要領**

那珂川市教育委員会

令和2年7月

目次

| | | |
|----|----------------------|---|
| 1 | 業務名 | 1 |
| 2 | 業務の目的 | 1 |
| 3 | 契約期間等 | 1 |
| 4 | 業務内容 | 1 |
| 5 | 契約候補者選定方式 | 1 |
| 6 | 提案上限額 | 1 |
| 7 | 参加資格要件 | 1 |
| | (1) 基本事項 | 1 |
| | (2) 参加資格 | 1 |
| | (3) 共同企業体の場合の特記事項 | 2 |
| 8 | 応募手続き及び実施要領等の配付 | 2 |
| | (1) 実施スケジュール | 2 |
| | (2) 実施要領等の入手方法 | 2 |
| | (3) 現地確認 | 2 |
| | (4) 本プロポーザルに関する質問・回答 | 3 |
| | (5) 参加表明書等の提出 | 3 |
| | (6) 企画提案書等の提出 | 4 |
| 9 | 契約候補者の選定方法等 | 5 |
| | (1) 選定方法 | 5 |
| | (2) 審査の方法 | 5 |
| | (3) プレゼンテーション審査 | 5 |
| | (4) 契約候補者の選定 | 6 |
| 10 | 契約 | 6 |
| | (1) 仕様等の確定 | 6 |
| | (2) 協議資料の提出 | 6 |
| | (3) 契約書 | 6 |
| | (4) 契約保証金 | 7 |
| | (5) 支払い条件 | 7 |
| | (6) 契約の解除又は期間の変更 | 7 |
| 11 | 失格要件 | 7 |
| 12 | その他 | 7 |

1 業務名

那珂川市立小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託

2 業務の目的

「那珂川市立小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託 仕様書」のとおり

3 契約期間等

「那珂川市立小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託 仕様書」のとおり

4 業務内容

「那珂川市立小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託 仕様書」のとおり

5 契約候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

6 提案上限額

135,144,724円（消費税及び地方消費税を含む）

※上限額であり契約予定価格を示すものではない。

※この金額は、運用業務等のランニング費用は含まない。

7 参加資格要件

(1) 基本事項

本業務のプロポーザル参加者は、単独の事業者、特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）のいずれかとする。

なお、共同企業体による提案の場合には、共同企業体内で代表者を決めるとともに、代表者は本プロポーザルに係る窓口となり、事務局（後述）と共同企業体との正確な意思伝達役を務めるものとする。

(2) 参加資格

提案事業者は、本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気通信工事業の許可を有すること。
- ③ 福岡県内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支社長・営業所長等）に委任されていること。
- ④ 平成29年度以降に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団、又は暴力団員の統制下にある者、または密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 本プロポーザルの参加意思表明書提出の時点において、国税及び地方税等を滞納している者で

ないこと。

⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑨ 本業務を履行するにあたり、資格その他許可等が必要なものについて、当該資格等を有する者であること。

(3) 共同企業体の場合の特記事項

共同企業体による応募の場合は、次の各事項に留意すること。

① 共同企業体に属する者は、他の共同企業体に属して本プロポーザルに参加することはできないものとする。

8 応募手続き及び実施要領等の配付

(1) 実施スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------|
| ① 実施要領等配布期間 | 7/22 (水) ~8/17 (月) |
| ② 現地確認申込受付締め切り | 7/28 (火) 17時 |
| ③ 現地確認期間 | 8/3 (月) ~8/7 (金) |
| ④ 質疑受付 | 8/7 (金) 12時 |
| ⑤ 質疑応答 | 8/13 (木) |
| ⑥ 参加表明期限 | 8/17 (月) 17時 |
| ⑦ 提案書提出期限 | 8/21 (金) 17時 |
| ⑧ プレゼンテーション審査 | 9/4 (金) |
| ⑨ プレゼンテーション審査結果通知 | 9/8 (火) 頃予定 |

ア ⑧から⑨については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

イ 参加表明者が多数の場合は書類審査により、プレゼンテーション審査対象者をあらかじめ指定する場合がある。

ウ プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 実施要領等の入手方法

那珂川市ホームページからダウンロードすること。

(3) 現地確認

① 現地確認可能な場所

・ 那珂川市立小中学校（分校を除く）

② 受付方法

現地確認を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、令和2年7月28日（火）17時までに、様式第1号「現地確認申込書」に必要事項を記載のうえ、事務局宛てに電子メールで提出すること。

③ 現地確認の日時について

現地確認の日時は、申請書提出翌日以降の日時を事務局が指定し、集合場所等と併せて電子メールで通知する。なお、現地確認は授業時間外に実施する。

④現地確認の時間・参加可能人数

現地確認は参加希望者1社につき1回、1時間を目途とし、参加人数は5名以内とする。

⑤その他

- ・他の提案事業者と合同の現地確認をなすことに留意すること。
- ・許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ・現地確認により知り得た情報を、本プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- ・現地確認時に、質疑は原則として受け付けない。

(4) 本プロポーザルに関する質問・回答

① 受付期間

令和2年7月22日（水）から令和2年8月7日（金）12時まで

※なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式第2号「公募に関する質問表」を用いない質問、次に定める受付方法以外で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

② 受付方法

様式第2号「公募に関する質問表」に質問事項を記載し、事務局宛てに電子メールで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトルには、「那珂川市立小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託プロポーザル質問書（事業者名）」とし、電子メールを送信した後、事務局に受付確認の電話をすること。

なお、質問は、参加表明に関するもの、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

③ 回答及び公表

全ての質問を集計のうえ回答一覧表を作成し、8（1）実施スケジュールに記載の期日までに、那珂川市ホームページに掲載する。

④ 事務局

那珂川市教育委員会教育総務課施設担当

所在地：福岡県那珂川市西隈1-1-1（那珂川市役所別館2階）

TEL：092-953-2211

FAX：092-954-0292

E-mail：kyoiku@city-nakagawa.fukuoka.jp

(5) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和2年8月17日（月）17時まで

② 提出方法 持参または郵送・宅配（提出期限必着）

※直接持参により提出を行う場合は、事前に事務局へ電話連絡を行うこと。

※郵送の場合は封筒表に「那珂川市立小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

③ 提出先 事務局

④ 提出書類 ア-1 単独の事業者の場合

（i）参加表明書【様式第3-1号】

ア-2 共同企業体の場合

(i) 参加表明書【様式第3-2号】

(ii) 共同企業体協定書兼委任状【様式第4号】

イ 参加資格回答書【様式第5号】

ウ 暴力団の排除に関する誓約書【様式第6号】

エ 配置予定技術者の資格および実績表【様式第7号】

オ 同種実施業務に関する実績表【自由様式】

カ 事業者・事業の概要がわかるもの【自由様式】

キ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ク 電気通信工事業に関する建設業の許可を証する書類（写し）

ケ 登記事項証明書

コ 税務署が発行する国税の滞納がないことの証明書（写し可）

サ 県税事務所が発行する県税の滞納がないことの証明書（写し可）

シ 市区町村が発行する市町村税に滞納がないことの証明書（写し可）

※ケ～シは3ヶ月以内に発行されたもの

⑤ 提出部数 1部（ただし、エ～カについては8部（原本1部・副本7部））

(6) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへ参加表明を行った事業者は、企画提案書提出書【様式第8号】及び企画提案書【自由様式】及び価格提案書【様式第9号】を提出すること。なお、企画提案書に関する詳細は、下記のとおりとする。

① 提出期限 令和2年8月21日（金）17時まで

② 提出方法 持参または郵送・宅配（提出期限必着）

※直接持参により提出を行う場合は、事前に事務局へ電話連絡を行うこと。

※郵送の場合は封筒表に「那珂川市立小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

③ 提出先 事務局

④ 企画提案書の作成

本プロポーザルにおいて提出する企画提案書は、下記のとおり作成すること。

(i) 別表1「評価基準」の項目に従い、提案書を作成すること。

(ii) 提案する機器等の詳細資料（品番や仕様、外観等がわかるもの）を添付すること。

(iii) 企画提案書では、校内ネットワークだけではなく、学校からISP等までのネットワーク全体の構成を明確化すること。

(iv) インターネット回線については、想定した回線を示し、必要に応じた機器・構成を提案すること。

(v) 企画提案書は、A4サイズ用紙に考え方を文章やイラスト等で記載すること。

(vi) 文字の大きさは10.5pt以上とすること。

(vii) 枠取り（15mm）を行い、用紙の片面のみを使用すること。

(viii) 用紙は縦使いとし、レイアウト、着色は自由とする。

⑤ 価格提案書の作成

企画提案書のうち価格提案書については、以下の通り作成すること。

- (i) 本業務委託に係る費用総額及び費用内訳を作成すること。費用内訳は、機器の場合は機器毎の費用、人工費・人件費の場合は単価と工数を記載し、その他再委託業務がある場合は、可能な限り詳細な業務別の委託費用を提示すること。費用内訳の項目数が多数になる場合は、「ア：価格総額及び機器費用総額、人工費総額、再委託費用の額を標記したもの」と「イ：機器費用、人工費、再委託費用の詳細を標記したもの」を別に作成すること。内訳の記載がない、あるいは具体性がないと判断される場合は、評価時における減点の対象となるので注意すること。
- (ii) 本業務委託に係る費用内訳と別に、令和3年4月以降のネットワーク利用に係る「保守・運用サポート費用」「通信回線利用料」「その他費用（必要な場合のみ）」の総額及び費用内訳を項目毎に作成すること。費用内訳は月額費用と5年間（60ヶ月）の総額を記載すること。月額費用以外に何らかの費用が発生する場合は、その項目と費用を明示すること。内訳の記載がない、あるいは具体性がないと判断される場合は、評価時における減点の対象となるので注意すること。

⑥ 提出部数 8部（原本1部、副本7部）

⑦ 申請書類データの提出

参加表明書及び企画提案書提出時の提出データ一式をCD-Rに保存し、1部提出すること。データ形式は、費用内訳表はエクセル形式、それ以外のものはPDF形式とする。

9 契約候補者の選定方法等

(1) 選定方法

契約候補者の選定は下記に示す4名の評価に基づいて行う。

【審査員一覧】

| 所属等 | 氏名 |
|------------------------|-------|
| 那珂川市教育委員会 教育部長 | 三浦 宏志 |
| 那珂川市教育委員会 教育総務課長 | 小森 正美 |
| 那珂川市教育委員会 教育総務課 施設担当係長 | 松田 丈輝 |
| 那珂川市CISO補佐業務受託者 | 宮澤 尚史 |

(2) 審査の方法

審査は、プレゼンテーション審査によって行い、企画提案書及びその他の提出書類の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。

(3) プレゼンテーション審査

審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答に基づき実施し、審査項目ごとに評価点を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点とする。

①プレゼンテーションの実施方法

- 1者の持ち時間は、プレゼンテーションに35分以内、質疑応答に15分以内の計50分以内とする。企画提案内容に基づき、説明をすること。なお、追加の資料配布は一切認めない。た

だし、企画提案書の内容を補完するために、説明者がパワーポイント・パネル等を用いて説明することは可能とする。

- ・ プレゼンテーションの参加者は、1者5名以内とする。
- ・ 準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは5分以内とする。質疑応答が終わったら、速やかに片づけを行うこと。
- ・ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは那珂川市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

②審査予定日時

日時：令和2年9月4日（金）

※審査会場や日時等の詳細については、プレゼンテーション審査対象事業者に対し個別に連絡する。

③プレゼンテーション審査結果通知

プレゼンテーション審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知するとともに、那珂川市ホームページにおいて契約候補者を公表する。

④評価基準

評価基準は別表1「評価基準」のとおり。

(4) 契約候補者の選定

- ① プレゼンテーション審査の最高得点者を契約候補者（以下「候補者」という。）として選定する。
- ② 最高得点となる者が2者以上あるときは、審査員の合議により候補者を選定する。
- ③ 上位の事業者が辞退または失格となった場合は、得点が高い者から順に候補者とする。
- ④ いずれの提案者も評価点の合計が最高点の2分の1に満たない場合は、候補者を選定しない。

10 契約

(1) 仕様等の確定

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

選定後、受託者と協議の上、仕様書の内容を追加・変更することがある。

(2) 協議資料の提出

契約締結に向けた協議資料として、下記の書類を提出すること。

- ・ 見積額に関する詳細な費用内訳書

※協議実施にあたり、全校の現地確認を行い、積算の内容に誤りがないか確認すること。

- ・ 全体工程及び業務計画に関するスケジュール
- ・ その他協議に必要な書類

(3) 契約書

契約書は、那珂川市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、那珂川市契約規則第34条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 支払い条件

①那珂川市会計事務規則（平成13年10月31日規則第19号）及び那珂川市契約規則（平成21年3月31日規則第11号）並びに業務委託契約書に基づくものとする。

(6) 契約の解除又は期間の変更

業務期間内において、業務実施状況により契約を継続することが適当でないと判断された場合は、契約の解除、又は期間の変更を行うことがある。

11 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合、その参加者は失格とする。

- ① 審査関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案内容またはその意思について相談を行った場合
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
- ④ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ⑤ すでに発表されたものと同一もしくは類似の提案、または盗用した疑いがあると認められる場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑧ 「6 提案上限額」を超えている場合
- ⑨ 「7 参加資格要件」を満たさなくなった場合

12 その他

- (1) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルの参加を表明すること。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。
- (3) 参加表明書などは、提出後の差し替え及び再提出を認めない。
- (4) 参加表明書などは、契約候補者選定後、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。
- (5) 契約候補者が提出した企画提案書等は、本件プロポーザル審査終了後、那珂川市ホームページ等で公開することがある。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (8) 契約候補者の提案に関し、市が必要とする場合には、企画提案書等は無償で、使用、複製、公開等ができるものとする。この場合、提案者名を明示する。

- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 参加者は、本件プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (11) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (12) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと判断した場合は、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (13) 本件プロポーザルに参加することで生じる費用は、すべて参加者の負担とする。

以上